⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(71,163,122) 71,163,122	5	(0) 0	0
	非常勤	(0) 12,284,000	2	(0) 0	0
	計	(71,163,122) 83,447,122	7	(0) 0	0
教職員	常勤	(5,070,965,206) 5,070,965,206	676	(585,746,705) 585,746,705	31
	非常勤	(0) 492,854,093	571	(0) 512,220	7
	計	(5,070,965,206) 5,563,819,299	1,247	(585,746,705) 586,258,925	38
合計	常勤	(5,142,128,328) 5,142,128,328	681	(585,746,705) 585,746,705	31
	非常勤	(0) 505,138,093	573	(0) 512,220	7
	計	(5,142,128,328) 5,647,266,421	1,254	(585,746,705) 586,258,925	38

注１）常勤職員とは「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する職員を除いた職員のことであり、非常勤職員とは常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

注２）（　）内の金額は「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を示す。

注３）役員に対する報酬等の支給基準の概要

報酬月額（監事（非常勤）については報酬単価が日額であり、年間支給額を12で除した金額を記載している。）

学長・理事については、役員給与規程改正（国家公務員指定職に準拠）により、11月より報酬月額を変更している。

学長　1,016,000円、理事　669,000～861,000円、監事（非常勤）　431,666～592,000円（４月～10月）

学長　991,000円、理事　726,000～840,000円、監事（非常勤）　431,666～592,000円（11月～３月）

注４）教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

一般職国家公務員に準拠している。

注５）支給人員については、年間平均支給人員数による。

注６）本明細には、賞与引当金繰入額、法定福利費、受託研究費及び受託事業費により支払われた人件費は含めていない。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区分	大学	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	8,923,342,885	901,797,160	9,825,140,045	0	9,825,140,045
教育経費	1,281,998,549	153,691,365	1,435,689,914	0	1,435,689,914
研究経費	835,379,749	1,194,917	836,574,666	0	836,574,666
教育研究支援経費	218,278,812	0	218,278,812	0	218,278,812
受託研究費	285,758,580	0	285,758,580	0	285,758,580
受託事業費	168,348,710	0	168,348,710	0	168,348,710
人件費	6,133,578,485	746,910,878	6,880,489,363	0	6,880,489,363
一般管理費	607,529,620	47,025,178	654,554,798	0	654,554,798
財務費用	1,237,405	0	1,237,405	0	1,237,405
雑損	0	0	0	2,178,452	2,178,452
小計	9,532,109,910	948,822,338	10,480,932,248	2,178,452	10,483,110,700